5　自動車基準協定対策官は、車両等の技術規則に係る国際協定に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（自動運転戦略官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

6　自動車認定協定対策官は、車両等の認定に係る国際協定に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（自動運転戦略官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（点検整備推進対策官、整備事業指導官及び電子装置整備推進官）

第九十四条　整備課に、点検整備推進対策官、整備事業指導官及び電子装置整備推進官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　電子装置整備推進官は、高度な電子装置を備える自動車の整備及び検査に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（整備事業指導官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（企画室、国際企画調整室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際協力調整官及び海技試験官）

第九十五条　総務課に、企画室、国際企画調整室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際協力調整官一人並びに海技試験官八人を置く。

2　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（安全政策課及び海洋・環境政策課並びに国際企画調整室及び海洋教育・海事振興企画室並びに国際協力調整官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

3～5　（略）

6　海洋教育・海事振興企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること（安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　海事代理士に関すること。

三　海事思想の普及及び宣伝に関すること。

7　海洋教育・海事振興企画室に、室長を置く。

8　モーターボート競走監督室は、モーターボート競走に関する事務をつかさどる。

9　モーターボート競走監督室に、室長を置く。

10～14　（略）

15～19　（削る）

5　自動車基準協定対策官は、車両等の技術規則に係る国際協定に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

6　自動車認定協定対策官は、車両等の認定に係る国際協定に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（点検整備推進対策官及び整備事業指導官）

第九十四条　整備課に、点検整備推進対策官及び整備事業指導官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

（新設）

（企画室、国際企画調整室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際協力調整官、調整官及び海技試験官）

第九十五条　総務課に、企画室、国際企画調整室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際協力調整官及び調整官それぞれ一人並びに海技試験官八人を置く。

2　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（他課並びに国際企画調整室及び国際協力調整官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

3～5　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

6～10　（略）

11　調整官は、モーターボート競走に関する事務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

12～16　（略）